

教育政策と家族

－ 学校スリム化論の登場 －

広井 多鶴子

昨年（1996年）7月19日に出された第15期中央教育審議会第一次答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」は、学校・家庭・地域社会の連携をかつてなく大きく取り上げた。だが、中教審が打ち出した方針は、単に学校と家庭・地域社会の連携を強めるというものではない。中教審は家庭や地域の教育力が低下しているとしつつも、「本来家庭や地域社会で担うべき」ものを家庭や地域に返すことによって、学校を「スリム化し、家庭・学校・地域社会の間のバランスを改善する」と言う。つまり、「学校スリム化」論が連携の前提となっているのであり、この点にこそ15期中教審の今日らしさがあるだろう。

ではなぜ中教審は学校のスリム化を提起するのか。この小論では、主に家族に対する政策の変遷を辿りつつ、次の点を考えてみたい。①家庭の教育力は低下したか。②核家族化による教育力の低下という認識はいつ登場したのか。③学校スリム化論は家庭の教育力の回復策なのか。

1 核家族化の現状

答申は、「近年の都市化、核家族化等により地縁的つながりの中で子育ての知識を得る機会が乏しくなったこと」などにより、「親の家庭教育に関する考え方にも変化が生じ、無責任な放任や過保護・過干渉が見られるなど、その教育力の低下が指摘されている」と言う。ここに読み取れるのは、<核家族化が家庭の教育力を低下させた>という認識である。だが、そもそも核家族化は進行しているのだろうか。核家族化の進展という中教審の議論の前提自体をまずは検討する必要がある。

図1は核家族化の進展を言う際によく用いられるグラフであるが、これを見ると、確かに、特に1960年から75年にかけて核家族が増加したことがわかる。平成5（1993）年版の『国民生活白書』は、図1について、75年以降「伸び率が鈍化しているものの、依然として核家族化が進展」し、1990（平成2）年には、親族世帯（単身世帯と非親族世帯を除いた世帯）のうち77.6%が核家族世帯であると分析している（17頁）。

しかし面白いことに、平成7年版の『国民生活白書』はこれとは全く別の見方をしている。「戦後核家族化が進行したといわれているが」、「世帯数そのものは増加したものの、割合は長期的に見ても増えておらず、単身世帯の増加によりむしろ最近はずかづつであるが減少傾向にある」（97頁）というのである。これは単身世帯などを含む全世帯の中に占める核家族の割合を算定した結果だが、これによれば核家族の割合は1955年以降大きな変動はない（図2）。中教審

が議論の前提とする核家族化自体が、実はそう単純には言えないのである。

だが、問題は子どもがどのような家庭で育っているかということである。核家族の中には夫婦のみの世帯が含まれるため、図 1・図 2 からは子どもの暮らす家族構成の趨勢はわからない。そこで平成 5 年度版『青少年白書』は、この点を明らかにするために「18 歳未満の親族のいる世帯」の中に占める核家族の割合を分析している（図 3）。これによると、1975（昭和 50）年までは核家族化が進みつつも、それ以降はほとんど変化がない。また、核家族化による平均世帯数の減少や少子化によって人間関係が希薄化していると言われるが、「18 歳未満の親族のいる世帯」の平均人数もまた、75 年以降ほとんど変わっていない（図 4）。つまり、戦後のベビーブーム後に始まり、75 年に完成した「2 人っ子革命」体制（落合恵美子『21 世紀家族へ』有斐閣 1994 年）が、それ以後も維持された結果、「18 歳未満の親族のいる世帯」については、75 年以降少子化も核家族化も進展していないのである。

2 核家族の教育力

ということは、＜核家族化による家庭の教育力の低下＞という中教審の認識自体も疑わしくなる。中教審が家庭の教育力の低下を強調するのは、いじめや登校拒否の原因を家庭に求めるからであるが、ここ 20 年ほど少子化も核家族化も進展していない以上、少なくとも今日のいじめや登校拒否の増加の原因を、核家族化・少子化によって説明することは説得力がない。核家族化や少子化は、70 年代半ば以降の子どもがいる家庭の変動を分析する道具にはなりえず、しかも、図 3、図 4 といじめや登校拒否の増減を表す文部省の統計数とは相関関係がないからである。＜核家族化による家庭の教育力の低下＞は、中教審の描き出したフィクションでしかない。

にもかかわらず、こうした見方がそれなりの説得力を持つのは、中教審が人々の意識に根拠を求めているからだろう。実際、答申が問題としているのは、家庭の教育力が低下しているかどうかではなくて、家庭に関する人々の「感じ方」である（小玉亮子「家族の現実と子育て」教育科学研究会『教育』国土社 1996 年 10 月号）。中教審が参照した総理府の調査では、「家庭の教育力が低下しているか」という問いに、「ある程度そう思う」と答えた人を含めると、実に 75.1%の人が家庭の教育力が落ちていると感じている（『青少年白書』平成 5 年版 59 頁）。

家庭の教育力が低下していると感じる人々はまた、青少年の問題行動の原因を家庭に求める人々でもある（家庭の問題とする人が最も多く、約 4 割。学校の問題と答えた人は 1.5%にすぎない。『国民生活白書』平成 5 年版 27 頁）。しかも、高学歴・高階層の親ほど、子どもに対する教育責任を強く感じ、学校や教師をあてにせず、自ら子どものしつけや教育を積極的に行う傾向があるという（広田照幸「家族-学校の関係史」井上俊他編『現代社会学 12 子どもと教育の社会学』岩波書店 1996 年 33-4 頁）。つまり、「2 人っ子革命」を経た 70 年代半ば以降の家族は、さらなる核家族化によって教育力を低下させてきたのではなく、子どもの教育に対する責任意

識を強め、よりよい教育を自ら求める親を作り出してきたのである。家庭の教育力が低下していると人々が感じるのは、こうした親の責任意識の反映であり、その裏返しなのではないだろうか。

それにしても、現実に核家族化は進展しておらず、家庭の教育力の低下を証明している訳ではないにもかかわらず、なぜ中教審は核家族化によって教育力が低下していると繰り返すのだろうか。それは多分中教審の無理解や思い込みのせいではないだろう。そこにはある政策的な選択があるものと思われる。以下では、〈核家族化＝教育力の低下〉という認識が政策に登場する過程を振り返りつつ、こうした図式が果たしてきた政治的役割を考えてみたい。

3 核家族モデル

ところで、家庭の教育力が低下した要因に核家族化があると人々が感じているとすれば、それは何だか不思議な気がする。というのは、かつて核家族は最も理想的な家族形態であると考えられていたからである（山室周平著作集『家族学説史の研究』垣内出版 1987 年）。少なくとも戦後のある時期までは、核家族こそが非科学的で非民主的な因習や親族の拘束を脱し、親の愛情と科学的な知識によって子どもを育てることを可能にするものだった。核家族化は家庭の教育力を低下させるというネガティブな核家族イメージが政策に登場するのは一体いつなのだろうか。

高度経済成長期は、核家族をモデルとした社会政策が形成された時代であるとされる（下夷美幸「家族政策の歴史的展開」社会保障研究所『現代家族と社会保障』東大出版 1994 年 257 頁）。だが同時に、家族問題や少年非行が関心を集めた時代でもある。1964 年には警察に補導された少年の数が戦後第 2 のピークを迎える。当時、中央青少年問題協議会は少年非行の増大について、「敗戦による社会諸制度の変容と道徳的価値観の混迷によって倫理体系の動揺をきたした」ことが、「現下の青少年問題にとっても大きな要因」であると分析している。だが、家庭については、困難な住宅事情、父母の勤務や家庭外の活動の機会の増加を問題として上げているにすぎない（「当面の青少年対策に関する意見」1964 年）。66 年の青少年問題審議会の答申でも、問題となっているのは「保育に欠ける児童」や「留守家庭」であり、核家族化は問題とされていないのである（「当面の青少年対策の重点について」）。

それは、60 年代半ばには、家族問題は「急激な社会の変化に伴って生じた過渡的・経過的問題」として捉えられていたからだろう（原田淳孝「国家のなかの家族」『シリーズ変貌する家族 6』岩波書店 1992 年 45 頁）。そうであるがゆえに、解決すべきはその問題であり、「欠損家庭」や「留守家庭」であり、核家族化ではなかったのである。

4 問題としての核家族

しかし、1970年の青少年問題審議会の具申「都市化の進展と青少年問題について」は、「最近の家庭においては、いわゆる核家族化、少子化が一般的となり」、「若い両親の実践的な育児知識、育児方針が不十分となっている」と、核家族化自体を問題とするに至る。社会教育審議会の答申「急激な社会構造の変化に対処する社会教育の在り方について」（1971年）もまた、核家族化などにより、「家庭の集団訓練の場としての機能の低下」があると言う。〈核家族化＝家庭の教育力の低下〉という図式は、70年頃に登場した政策認識だったのである。

この〈核家族化＝家庭の教育力の低下〉は、次のような転換をもたらした。それは、青少年の問題行動はもはや貧困や封建的残滓や戦後の混乱によって生じた「過渡的問題」ではなく、急激な都市化、産業構造の高度化、高学歴化などによって出現した「豊かな社会」の病理であるとする認識への転換である。したがって、政策が対象とする家族は、貧困や社会の混乱の中にある問題家族から、「豊かな社会」の中の家族一般へと拡大し、政策の力点も、問題のある家庭への援助から、家庭の教育機能を補完し、強化する施策へとシフトすることになる。つまり、〈核家族化＝家庭の教育力の低下〉という図式は、「豊かな社会」の家族に対する国家の介入を正当化する理論として登場したのであり、これ以後も、国家の介入を正当化するほとんど唯一の家族論として採用され続けることになる。

70年の青少年問題審議会の具申はまた、「今後さらに学校教育への需要が高まることにかんがみ、学校教育が分担すべき機能を検討し、家庭教育や社会教育が分担すべき機能との分化をはかる方途を講ずべきである」と、機能分担論を提起しているという点でも注目される。この〈連携＝機能分担論〉を教育論として理論化したのが生涯教育論である。先の社会教育審議会の答申は、生涯教育という考え方は「家庭教育、学校教育、社会教育の三者を有機的に統合することを要求している」と指摘し、日本経済調査協議会の「新しい産業社会における人間形成」（1972年）も、生涯学習は「従来の教育の通念に革命的な反省を強くうながす」として、「学校教育偏重」と「画一的教育」を批判しつつ、学校教育・家庭教育・社会教育の「相互補完的な任務」に注意を喚起する。

だが、この〈連携＝機能分担政策〉は、青少年問題審議会が学校教育への需要の拡大を想定していたように、今日のスリム化論とは違って、学校の役割の削減をめざすものではなかった。学校教育への「偏重」は問題であっても、学校教育自体は拡充すべきものだったのであり、こうした路線は1971年の中教審答申「今後における学校教育の総合的な拡充整備のための基本的施策について」に結実する。この時期、日教組大会の決議（72年）を発端として学校5日制に関する議論が巻き起こったが、当時の主要な論点は学校教育の過密ダイヤの改善というよりは、教員の労働条件の改善であった（朝日新聞社説1973年5月6日）。このことにも示されるように、核家族化を問題とすることによって、国家が家庭の機能の回復と公教育の拡大を図りつつ、

学校・家庭・地域の連携を進める 70 年代初頭の〈連携＝機能分担政策〉は、学校のスリム化を主眼とする今日の連携論とは大きく異なる側面を持っていたのである。

5 家族活用政策への転換

しかし、70 年代後半に入ると、それまでの国家による教育制度拡充路線は徐々に修正されていくことになる。71 年中教審答申は 80 年の大学・短大進学率を 47%と推定していたが、専修学校法と私立学校振興助成法の成立（75 年）、高等教育懇談会の高等教育計画の作成（76 年）などを通して、大学・短大進学率は 76 年の 38.6%をピークに漸減していく。教育課程審議会が「精選」による「ゆとりの教育」を提唱したのも 76 年である。これらの公教育拡大抑制政策の背景には、低成長時代における「福祉国家の危機」の下での公共政策の見直し論があっただろう。

「福祉国家」や「大きな政府」との決別を鮮明に打ち出したのは、1979 年の『新経済社会 7 カ年計画』と臨時行政調査会の答申（81-83 年）であるとされる（田端博邦「福祉国家論の現在」東大社会科学研究所編『転換期の福祉国家（上）』東大出版 5 頁）。『新経済社会 7 カ年計画』は、日本は欧米先進国へのキャッチ・アップを完了した以上、先進国に範を求め続けるのではなく、「個人の自助努力と家庭や近隣・地域社会等の連携を基礎としつつ、効率のよい政府が適正な公的福祉を重点的に保障する」新たな「日本型福祉社会」の実現を目指すと明記した。このように「日本型福祉社会」論は、国家が自らの責任として家庭を援助する福祉国家型政策を否定し、「キャッチ・アップ史観」（三上和夫）を根拠に、自助努力による「家族基盤の充実」を促進しつつ（自民党政務調査会「家庭基盤の充実に関する対策要綱」1979 年）、家族を政策的に活用しようとするものだった。

こうした行革路線を教育政策として具体化したのは、言うまでもなく臨時教育審議会である。臨教審の第二次答申（1986 年）は、それまでと同様、家庭の教育機能が低下していると述べつつも、それを従来の国家主導型の家庭充実策によってではなく、家庭の「反省」や「自覚」を促しつつ、学校が自らの「役割の限界を明確化し」、「本来家庭が果たすべき役割」を家庭に「押し戻してみること」によって、家庭の機能回復を図ると明示した。学校 5 日制も改めてこうした文脈に位置づけ直されることになる。臨教審こそは、国家が家庭の機能の回復と公教育の拡大を図る従来型の政策を批判し、家庭の責任と自助努力を教育政策に組み入れるものだったのである。

とすれば、教育機能の低下した家庭に教育機能を戻すことによって家庭の機能回復を図るといふ一見して無謀な政策は、家庭の教育力が低下しているという認識から必然的に導き出されたものというよりは、ポスト福祉国家が選び出した新たな家族の活用策であると言えるだろう。臨教審が活用しようとした家族は、70 年代に登場した〈核家族化＝家庭の教育力の低下〉とい

う政策認識が、そもそも「豊かな社会」の家族を想定したものであったことからわかるように、もはや貧困や社会の混乱の中にある問題家族ではない。また、＜連携＝機能分担論＞のように、国家によって支援されるべき家族でもない。臨教審の楽観的な自由化＝家族活用政策が想定した家族の像は、「豊かな社会」の中で、近代というものを自ら主体的に内面化し、「自発的な意志によって選び取られたものとして国民国家の意思が貫徹する」ような近代家族の完成した姿であるだろう（上野千鶴子の発言「シンポジウム日本型近代家族の成立と終焉」『立命館言語文化研究』6巻1号1994年94頁）。

6 中教審のスリム化論

このように見てくると、中教審の学校スリム化論は、一見教育機能が低下した家庭に照準を合わせ、そうした家族のための機能回復策に見えて、実は臨教審以来の家族活用政策が生み出した構想であることがわかる。だが、臨教審後の10年間にさらに広がった私学志向や公立学校離れは、国家の意向を超えて欲求を高度化させる家族の「私化」・「個別化」の動向と、階層的不平等の再生産を顕在化させ、他方、国家の施策によっては一向に解決しない登校拒否やいじめの深刻化は、学校批判を強め、教育制度から離脱する家族をも生み出してきた。中教審が臨教審の路線を引き継ぎながらも、これを学校の「スリム化」と明示して、より一層の学校教育の厳選を迫るのは、よりよい教育を自ら求めて私化・個別化する家族を制度の枠内に引き止めつつ、その責任意識を活用しようとするからだろう。しかし、同時に中教審は、いまや、臨教審の楽観的な家族活用政策の弊害、すなわち競争の激化や不平等の拡大を抑制するという課題をも引き受けざるを得ないのである。

このような中教審の政策が、国家の役割を減退させ、家族の責任と負担を増加させることは確かだろう。だが、中教審が、教育は単に学校だけで行われるものではなく、学校・家庭・地域の連携が重要だと繰り返すのは、単なる国家や学校の責任逃れではない。そこには、もはや「教育政策が教育を一方向的に規定する効力を持つものとは考えられ」ないというリアルな現実認識がある（黒崎勲「市場の中の教育/教育の中の市場」森田尚人他編『教育学年報5』世織書房1996年39頁）。それは、かつての国家主導型の＜連携＝機能分担論＞が、国家に援助させるべき家族像を前提にしていたのとは異なり、臨教審以後の家族活用政策は、自己責任に基づいて「自発的」に制度に依存する主体として、家族を政策に登場させたからだろう。中教審の学校と家庭の連携策は、あまりに貧困な内容でしかないが、少なくとも中教審が「教育機会と教育制度との長期変動に質的变化をもたらす媒介要因」（三上和夫「現代教育の診断と改変1新政府と教育政策」本誌1997年冬号132頁）として、家族を政策的に主題化したことの歴史的な意味を軽視することはできない。